

郡山市国民健康保険運営協議会委員選考基準

(制定 平成 5 年 7 月 13 日)

(改正 平成 13 年 7 月 17 日)

(改正 平成 29 年 7 月 7 日)

(改正 令和 7 年 11 月 14 日)

1 被保険者を代表する委員 5名

- (1) 市内に居住する被保険者の中で、国保に関する知識を有し、かつ国保運営に理解と熱意を有するものを選考する。
- (2) 地域的なバランスを考慮し、市内を東部、中央部及び西部の3地区に区分し、各地区から選考する。

東 部 地 区 (田村、西田、中田)

中央部地区 (旧市、安積、喜久田、日和田、富久山)

西 部 地 区 (三穂田、逢瀬、片平、湖南、熱海)

- (3) 被保険者の半数が女性であることを考慮し、女性を含め、委員を選考する。
- (4) 被保険者で年齢 75 歳未満の者とする。
- (5) 再任の場合は、5 期を限度とする。

2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5名

- (1) 郡山医師会の推薦のあった者 3名
- (2) 郡山歯科医師会の推薦のあった者 1名
- (3) 郡山薬剤師会の推薦のあった者 1名

3 公益を代表する委員 5名

- (1) 学識経験を有する者の中から市長が適当と認める者

4 被用者保険等被保険者を代表する委員 2名

- (1) 全国健康保険協会福島支部の推薦のあった者 1名
- (2) 健康保険組合連合会福島連合会の推薦のあった者 1名